

海 津 市 水 防 計 画

海 津 市

海津市水防計画目次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	用語の定義と水防責任	1
第 1 節	用語の定義	1
第 2 節	水防責任	1
第 3 章	水防組織	2
第 4 章	水防活動	7
第 1 節	予報及び警報	7
第 2 節	洪水予報及び水防警報等	8
第 3 節	岐阜県知事が発表する避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報	13
第 4 節	国土交通大臣が発表する水防警報	16
第 5 節	知事が発表する水防警報	18
第 5 章	非常配備	20
第 1 節	職員の非常配備	20
第 2 節	消防団の非常配備	24
第 3 節	水防解除	24
第 6 章	水防信号及び標識	25
第 7 章	公用負担	26
第 8 章	輸 送	27
第 9 章	避難のための立退	27
第 10 章	水防顛末報告	27
第 11 章	水防訓練	30
第 12 章	重要水防箇所	30
(資 料)		
資料 1	非常用備蓄資材各倉庫別明細表	32～33
" 2	樋管・樋門および陸閘の所在地明細表	34
" 3	水防関係機関電話番号表	36～37
" 4	水防上特に注意を要する箇所及び工作物	38～44

海津市水防計画

第 1 章 総 則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、洪水、内水等による水災を警戒し、防御し、被害を軽減することを目的として、市内の水防業務及びその円滑な実施のために必要な事項を規定するものである。

第 2 章 用語の定義と水防責任

第1節 用語の定義

この計画において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 水防管理団体 水防の責任を有する海津市をいう。 (法第2条第2項)
- 2 指定水防管理団体 知事が指定した海津市をいう。 (法第4条)
- 3 水防管理者 水防管理団体である海津市の長をいう。 (法第2条第3項)
- 4 水防警報 指定河川について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。 (法第16条)
- 5 洪水予報 洪水予報指定河川について、国土交通大臣又は知事が、気象庁長官と共同して洪水のおそれがあると認められるとき水位又は流量を、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する発表をいう。 (法第10条、法第11条)
- 6 指定河川 国土交通大臣が洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川及び国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずる恐れのあるものとして知事が指定した河川をいう。 (法第10条第2項、法第11条第1項)

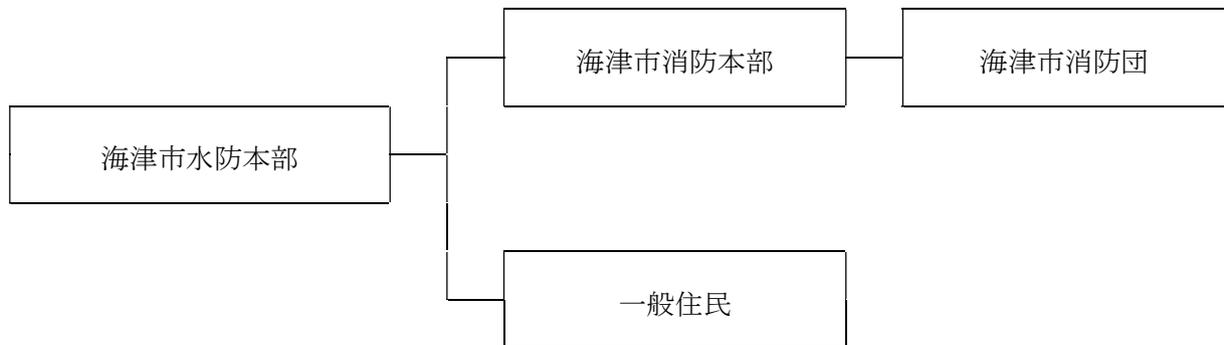
第2節 水防責任

- 1 水防管理団体（海津市）の責任 区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。 (法第3条)
- 2 気象庁長官（名古屋地方気象台又は岐阜地方気象台をいう。以下同じ）の責任
気象の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び岐阜県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 (法第10条第1項)
- 3 国土交通大臣（木曾川上流河川事務所及び木曾川下流河川事務所）の責任
 - (1) 揖斐川、長良川、木曾川に洪水のおそれがあると認められるときは、名古屋地方気象台または岐阜地方気象台と共同してその状況を水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。 (法第10条第2項)
 - (2) 揖斐川、長良川、木曾川について洪水により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発しなければならない。 (法第16条第1項)

- 4 知事（水防本部長、支隊長）の責任
- (1) 洪水予報の通知を受けた場合は、県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。 (法第10条第3項)
 - (2) 指定した河川について、水防警報を発令しなければならない。 (法第16条第1項)
 - (3) 国土交通大臣の発した水防警報を受けたとき、又は、前項の水防警報を発したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。 (法第16条第3項)
 - (4) 水防の信号を定めなければならない。 (法第20条)
- 5 量水標管理者の責任
- 量水標の水位が岐阜県水防計画に定める通報水位を超えるときは、その水位を通報しなければならない。 (法第12条第1項)
- 6 放送局、日本電信電話株式会社、その他通信、報道機関の責任
- 水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。 (法第27条)
- 7 一般住民の義務
- 水防管理者、消防団長又は消防機関の長より出動を命じられた場合は直ちに協力し、水防に従事しなければならない。また水防地域に居住する者は常に気象状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。 (法第24条)

第 3 章 水 防 組 織

- 1 海津市役所に水防本部を置き水防全般の統轄を図る。
- (1) 水防本部構成



2 消防団編成表

海津市消防団 360名

名 称	人 員							備 考
	団 長	副団長	ブロック長	分団長	副分団長	団 員	計	
本 部	1	3	6				10	
海西分団				1	1	320	350	
今尾東分団				1	1			
今尾西分団				1	1			
下多度分団				1	1			
城山北分団				1	1			
城山南分団				1	1			
吉里分団				1	1			
高須北分団				1	1			
高須南分団				1	1			
東江分団				1	1			
西江分団				1	1			
大江分団				1	1			
石津北分団				1	1			
石津西分団				1	1			
石津南分団				1	1			
合 計	1	3	6	15	15		360	

3 海津市の水防区域は長良川、揖斐川、大樽川、津屋川、山除川、長除川、田鶴川、三切川の堤防とし、地区ごとに分団を設けて下記のとおり分ける。

区 分	分担地区	水 防 区 域	
長良川	今尾西地区 (今尾西分団)	海津市平田町今尾界大樽川堤塘～ 海津市平田町脇野界揖斐川堤塘まで	
	今尾東地区 (今尾東分団)	海津市平田町四ツ谷界大樽川堤塘～ 海津市平田町須脇界大樽川堤塘まで	
揖斐川左岸	海西地区 (海西分団)	海津市平田町幡長界長良川堤塘～ 海津市平田町岡界大樽川堤塘まで	
木曾川右岸	高須北地区 (高須北分団)	海津市海津町福岡界揖斐川堤塘～ 海津市海津町福岡・高須界揖斐川堤塘まで	
大樽川	高須南地区 (高須南分団)	海津市海津町高須界揖斐川堤塘～ 海津市海津町西小島界揖斐川堤塘まで	
	西江地区 (西江分団)	海津市海津町稲山界揖斐川堤塘～ 海津市海津町万寿新田界揖斐川堤塘まで	
	大江地区 (大江分団)	海津市海津町金廻界揖斐川堤塘～ 海津市海津町外浜界長良川堤塘まで	
	東江地区 (東江分団)	海津市海津町日原界長良川堤塘～ 海津市海津町秋江界長良川堤塘まで	
	東江地区 (東江分団)	海津市海津町日原界木曾川堤塘～ 海津市海津町成戸界木曾川堤塘まで	
	吉里地区 (吉里分団)	海津市海津町成戸界揖斐川堤塘～ 海津市海津町西小藪界長良川堤塘まで	
	揖斐川右岸	下多度地区 (下多度分団)	海津市南濃町津屋・志津新田・志津
	津屋川	城山北地区 (城山北分団)	海津市南濃町駒野・奥条・駒野新田・早瀬 戸田・徳田・庭田
	山除川	城山南地区 (城山南分団)	海津市南濃町羽沢・上野河戸・山崎
	長除川	石津北地区 (石津北分団)	海津市南濃町安江・太田・吉田
田鶴川	石津西地区 (石津西分団)	海津市南濃町松山	
三切川	石津南地区 (石津南分団)	海津市南濃町田鶴・境	

4 水防倉庫名並びに所在地

海津市消防団管轄水防倉庫

河川名	倉庫名称	所在地	構造	建築面積 (㎡)	管理者
揖斐川	今尾	海津市平田町今尾	木造瓦葺 2 階建	49.59	今尾西分団長
揖斐川	脇野	海津市平田町脇野	〃	33.06	今尾西分団長
大樽川	仏師川	海津市平田町仏師川	木造瓦葺 2 階建	26.45	今尾東分団長
大樽川	仏師川	海津市平田町仏師川	鉄骨スレート平屋建	11.57	今尾東分団長
大樽川	三郷	海津市平田町三郷	〃	11.57	今尾東分団長
大樽川	岡	海津市平田町岡	木造瓦葺 2 階建	26.45	海西分団長
大樽川	須賀	海津市平田町須賀	鉄骨スレート平屋建	14.55	海西分団長
大樽川	須賀	海津市平田町岡	〃	11.57	海西分団長
大樽川	勝賀	海津市平田町勝賀	〃	12.23	海西分団長
揖斐川	福岡	海津市海津町福岡	木造瓦葺 2 階建	33.06	高須北分団長
揖斐川	西小島	海津市海津町西小島	〃	49.59	高須南分団長
揖斐川	稲山	海津市海津町稲山	〃	33.06	西江分団長
揖斐川	安田	海津市海津町安田	〃	33.06	西江分団長
揖斐川	帆引	海津市海津町帆引新田	〃	39.67	西江分団長
揖斐川	万寿	海津市海津町万寿新田	〃	49.59	西江分団長
揖斐川	大樋	海津市海津町金廻	〃	49.59	大江分団長
揖斐川	油島	海津市海津町油島	〃	26.45	大江分団長
長良川	金廻	海津市海津町金廻	〃	39.67	大江分団長
長良川	角山	海津市海津町福江	〃	49.59	大江分団長
長良川	外浜	海津市海津町外浜	鉄骨瓦葺 2 階建	33.06	大江分団長
長良川	日原	海津市海津町日原	木造瓦葺 2 階建	49.59	東江分団長
長良川	駒ヶ江	海津市海津町駒ヶ江	〃	26.45	東江分団長
長良川	成戸	海津市海津町成戸	〃	49.59	吉里分団長
長良川	瀬古	海津市海津町瀬古	〃	49.59	吉里分団長
長良川	西小藪	羽島市桑原町西小藪	〃	49.59	吉里分団長
長良川	野寺	海津市平田町野寺	〃	49.59	海西分団長
長良川	勝賀	海津市平田町勝賀	〃	49.59	海西分団長
津屋川	津屋	海津市南濃町志津	木造瓦葺 2 階建	53.04	下多度分団
津屋川	志津新田	海津市南濃町志津新田	補強瓦平屋建	28.80	下多度分団
津屋川	駒野新田	海津市南濃町駒野新田	木造瓦葺 2 階建	29.81	城山北分団長
山除川	吉田	海津市南濃町吉田	鉄骨平屋建	31.90	石津北分団長
揖斐川	田鶴	海津市南濃町田鶴	補強瓦平屋建	20.70	石津南分団長
特別	本部	海津市海津町萱野	鉄骨カラー鉄板葺平屋建	48.00	高須南分団長

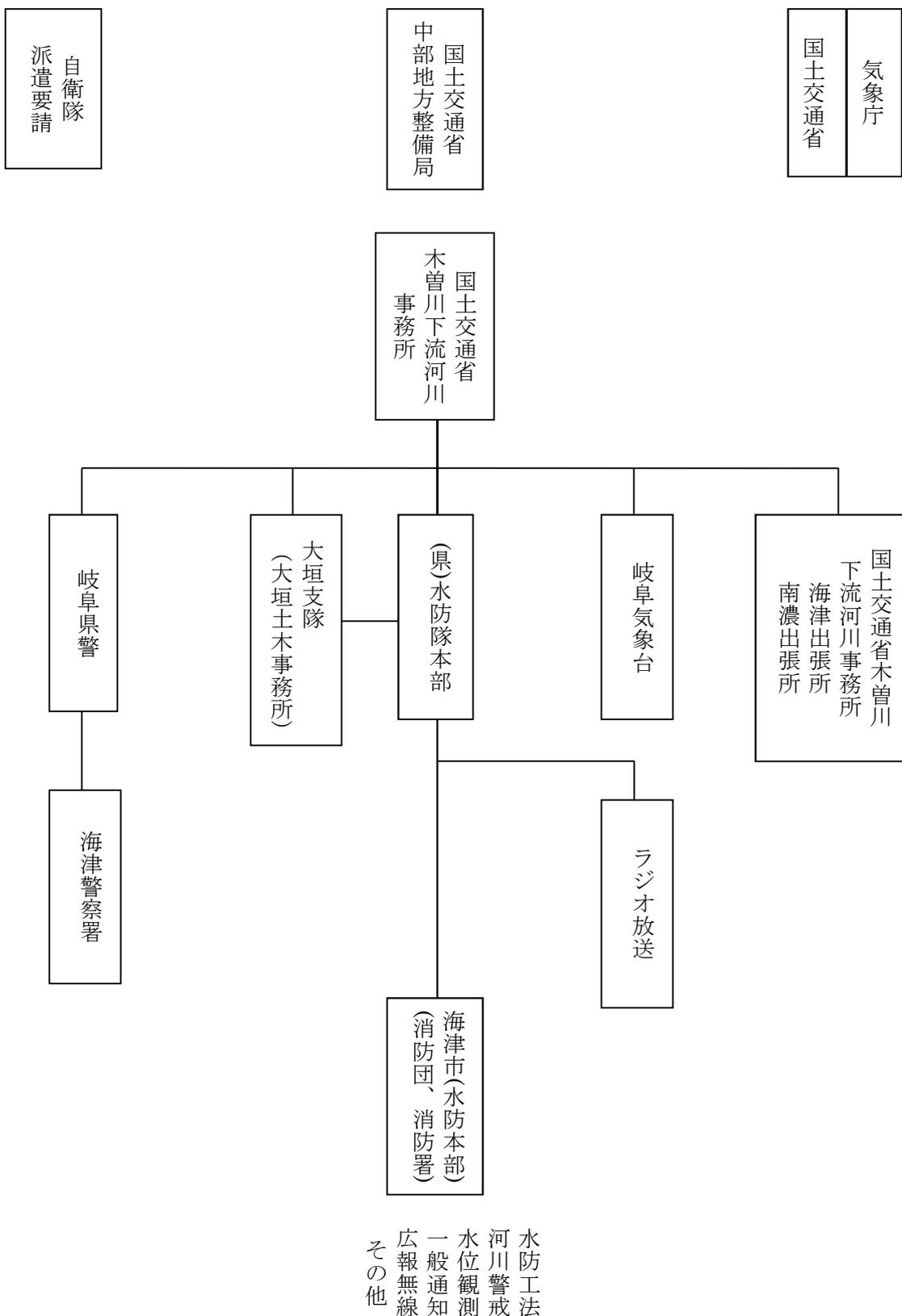
 切割り堤用水防庫

5 水防資器材配置表（資料 1）参照

6 管内樋管、樋門の所在地（資料 2）参照

7 県水防本部及び各関係機関との連絡については下記のとおりである。

関係機関との連絡



8 関係官庁、団体その他電話番号表（資料3）参照

9 非常用土のう土砂採取地（別添資料位置図）参照

備蓄場所

海津市海津町萱野地内	土砂	1, 000 m ³
海津市海津町西小島地先	土砂	630 m ³
海津市海津町七右衛門新田地内	土砂	200 m ³
海津市海津町瀬古地先	土砂	780 m ³
海津市帆引新田地内	土砂	270 m ³
羽島市西小藪地先	土砂	9, 980 m ³
海津市平田町勝賀地先	土砂	920 m ³
海津市平田町野寺地先	土砂	5, 000 m ³
海津市南濃町田鶴地内	土砂	200 m ³
海津市南濃町安江地先	土砂	1, 160 m ³
海津市南濃町羽沢地先	土砂	18, 000 m ³

10 通 信 施 設

- (1) 地方行政無線（基地局、移動局）
- (2) 防災行政無線（海津市内）
- (3) 電話連絡又は特使連絡

第 4 章 水 防 活 動

第 1 節 予 報 及 び 警 報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報を持って代える。

1. 大雨注意報
水防活動用気象注意報
2. 大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用気象警報
3. 洪水注意報
水防活動用洪水注意報
4. 洪水警報
水防活動用洪水警報
5. 津波注意報
水防活動津波注意報
6. 津波警報又は大津波警報
水防活動用津波警報

第 2 節 国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報

1. 洪水予報の種類と発表基準

種類	洪水予報の標題	発表する基準	備考
洪水 警報	氾濫発生情報 (氾濫の発生)	堤防から越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。	<p>氾濫が発生した時、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救助活動等が必要となる。</p> <p>命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す「警戒レベル 5 (※)」に相当。</p>
	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	<p>基準点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。</p> <p>避難が必要とされる「警戒レベル 4 (※)」に相当。</p>
	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	<p>基準点の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。</p> <p>高齢者等の避難が必要とされる「警戒レベル 3 (※)」に相当。</p>
洪水 注意報	氾濫注意情報 (レベル 2)	基準地点の水位が、氾濫注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。	<p>基準点の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル 2 (※)」に相当。</p>
	(発表しない) (水防団待機水位)	基準地点の水位が、水防団待機水位 (通報水位) に到達した	

		とき。	
解除	氾濫注意情報解除	氾濫注意報の必要がなくなったと認められるとき。	基準地点の氾濫注意情報の水位基準を下回り、氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。

※「警戒レベル〇」とは、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）に示されている「警戒レベル1～5」を意味する。

2. 伝達系統

伝達系統の流れ	→ →		
予報区間	発表者	県水防本部	対応水防管理団体及び管轄水防支隊
長良川中流	木曾川上流河川事務所 岐阜地方气象台	河川班 	海津市
長良川下流	木曾川下流河川事務所 名古屋地方气象台		海津市
揖斐川中流	木曾川上流河川事務所 岐阜地方气象台		海津市
揖斐川下流	木曾川下流河川事務所 名古屋地方气象台	防災課	海津市

3. 洪水予報発表基準地点

河川名	観測所名	水防団待機水 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	出動水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	解除
木曾川	木曾成戸	4.4	5.8	6.4	8.7	8.9	8.95	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき
揖斐川	今尾	4.3	6.0	6.9	8.1	8.7	9.04	
長良川	長良成戸	3.0	4.5	5.6	6.7	7.0	7.42	



正規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】 〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】 〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】 〇〇川の△△△水位観測所（〇〇県△△市△△）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】 〇〇川の□□□水位観測所（〇〇県□□市□□）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

第3節 岐阜県知事が発表する避難判断水位・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報

1 種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫発生情報	堤防から越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に達したとき

2 避難判断水位・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報発表基準地点(知事が指定する水位(情報)周知河川)

河川名	区 域	延 長 (km)	避難判断水位 (特別警戒水位) 発表責任者	対象水位観測所					
				名称	位置	水防団 待機水位(通報 水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒 水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位) (m)
津屋川	南濃町 津屋から福岡 大橋まで	6.6	大垣土木事務所 所長	腰越谷 樋門	海津市 南濃町 徳田	4.30	4.50	4.60	4.90

氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）発表受報様式

川	観測所	氾濫警戒情報	
		平成 年 月 日 時 分	土木事務所 発表
岐阜県			
【主文】			
【警戒レベル3相当情報 [洪水]】		時	分現在
観測所の水位は、		m	cmで、避難準備・高齢者等避難
開始の発令の目安となる避難判断水位		m	cmに到達しました。
市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。			
(参考)	川	水位観測所	(〇〇市〇〇町)
	(受け持ち区間)	~	
	氾濫危険水位	m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
○	避難判断水位	m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
	氾濫注意水位	m	氾濫の発生に対する注意を求める段階
※避難判断水位、氾濫危険水位:		水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位	

★市町村担当者様

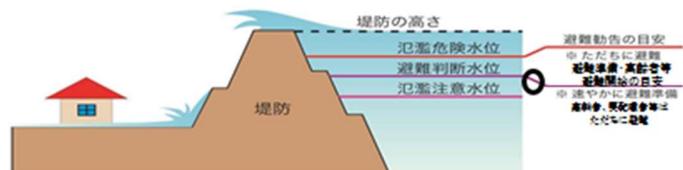
「氾濫警戒情報(避難判断水位到達情報)」が発表された旨、首長に伝達してください。

避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する必要があります。

氾濫警戒情報の伝達経過	
FAX伝達終了時刻	年 月 日 時 分

水防警報・水位周知河川の水位						
観測所名	氾濫注意		避難判断		氾濫危険	
	水位	水位	水位	水位	水位	水位
	m	cm	m	cm	m	cm

氾濫警戒情報の確認先				
伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻



(参考)「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
		http://www.kasen.pref.gifu.jp/

★市町村担当者の皆様へ : 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。

★報道機関関係者の皆様へ : 本件の問い合わせは、岐阜県河川課(0680272-8603)へお願いします。

水位観測所 氾濫危険地区追加情報

の水位が10.60mに達しました。
 次の地区では、氾濫の危険があります。
 市町村長が発令する避難情報に十分注意してください。

グループ	危険水位 (m)	氾濫の危険のある地区
1	10.80	
	10.70	
	10.70	
	10.60	

の水位は、「岐阜県 川の防災情報」で知ることができます。

「岐阜県 川の防災情報」
 で検索

URL : <http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

※岐阜県では、川の状態やその地域の地形などから地区を分けて、その地区毎に「きめ細かな水位情報」を提供しています。

第4節 国土交通大臣が発表する水防警報

1 水防警報の段階と内容

段 階	種 類	内 容
第1段階	準 備	水防資器材の整備点検、水門東海兵の準備、幹部の出動を通知するもの。
第2段階	出 動	水防団員等の出動を通知するもの。
第3段階	解 除	水防活動の終了を通知するもの。
適 宜	情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

2 水防警報の発表基準

種 類	内 容
準 備	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる期間における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
出 動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位(警戒水位)を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情 報	適 宜

3 水防警報発表基準地点

木曾川	木曾成戸	4.40	5.80	6.40	8.95	
-----	------	------	------	------	------	--

4 伝達系統

指定河川	観測地点	発 信 者	県水防本部	
木曾川	木曾成戸	木曾川下流河川事務所	河川班 ↓ 防災課	海津市
揖斐川	今 尾			海津市
	揖斐油島			海津市
長良川	長良成戸			海津市
	長良油島			海津市

演習

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
杭瀬川	塩田橋水位観測所	第(仮)1号

平成 27 年 05 月 19 日 20 時 40 分

国土交通省 木曾川上流河川事務所発表

【現 況】

杭瀬川の塩田橋水位観測所（大垣市）の水位は、19日20時30分現在3.50mです。

杭瀬川の塩田橋水位観測所（大垣市）の水位は、出動水位に達し、上昇しています。

【発 表】

水防機関は出動してください。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
今渡				
犬山				
笠松				
起				
忠節				
墨俣				
古川橋				
岡島				
万石				
烏江				
塩田橋			○	
高渕				
山口（旧）				

(参考)

杭瀬川 塩田橋水位観測所（大垣市）

（受け持ち区間は 杭瀬川左岸：大垣市、右岸：大垣市）

問い合わせ先

国土交通省 木曾川上流河川事務所 流水管理センター 電話：058-251-3235（内線）441

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

第5節 知事が発表する水防警報

1 水防警報の段階と内容

種 類	内 容
準 備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

2 水防警報の発表基準

種 類	内 容
準 備	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる期間における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位(警戒水位)を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

3 水防警報発表基準点

河川名	区 域	延 長 (km)	対象水位観測所			
			名称	位置	水防団待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)
津屋川	南濃町津屋 から福岡大 橋まで	6.6	腰越谷 樋門	海津市南濃町 徳田	4.30	4.50

(4)水防警報発表受報様式

水防警報発表受報用紙

水防警報 第 _____ 号 (準備) 出動 情報 (解除) _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 岐阜県 _____ 土木事務所長 発表	
備考 本文	
イ	_____ 時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cmで _____ 水位
ロ	_____ 時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cmで _____
ハ	_____ 上昇中である。
ニ	これが最高水位と _____
ホ	_____ 上流 _____ の [水位は _____ m _____ cm] で _____ 上昇中である。 [流量は _____ m ³ /s]
ヘ	_____ 時 _____ 分発表の _____ 川洪水 _____ によれば _____ 時に _____ の水位は _____ m _____ cmになる見込みである。
ト	_____ 地方気象台発表の _____ によれば今後なお [上流山間部 _____ 川流域 _____ 県地方 _____ 部] _____ mmの _____ が予想される。
チ	減水中である。
リ	_____ の [水位は _____ 時に _____ m _____ cm] _____ [流量は _____ 時に _____ m ³ /s] _____

※水位上昇の選尺の目安

直近30分の水位上昇量	
15cm未満	15cm以上30cm未満
かんまんに 刻々	30cm以上 急激に

備考 本文	
ヌ	_____ 市 _____ 地方では _____
ル	_____ 河川の水位は一且 _____ 再び _____
ヲ	本地区 _____ せられたい。
ワ	本地区の水防警報を解除する
力	(イ〜ワ以外の補足事項)

(注)

- I. 記入要領 [_____ の部分は名称、地名、数字を入れる。
 _____ の部分は字句の不要な場合に使う。
 発信者は始めに一句毎に読み、次に通して読む。
 必ずくり返して、2度読むこと。
 受信者は間違いないよう必ず復唱すること。
- II. 通達要領 [_____]

(水防警本部用)

水防警報の伝達結果	
一斉指令(無線)終了時刻	ファックス伝達終了時刻
時 _____ 分	時 _____ 分

水防警報対象水位観測所		
観測所名	水防団所属	計測高
	水位	水位
		水位

水防警報の確認先		
連絡先	電話番号	確認者

第 5 章 非 常 配 備

第 1 節 職員の非常配備

- 1 水防活動用の予報、警報が発せられたとき、常時勤務から水防体制への切替を确实迅速に行うとともに勤務員を適当に交代、休養させて、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため次の要領による非常配備を行う。

防災気象情報提供契約期間外の配備体制（4月1日～5月15日・11月16日～3月31日）

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	配備対応課等	摘 要
準備体制	①海津市に次の注意報が発表されたとき 大雨注意報 洪水注意報 ②海津市に大雪警報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課 1名	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警戒第一体制	①海津市に次のいずれかが発表されたとき 大雨警報（浸水害） 洪水警報 暴風警報 ②海津市に暴風雪警報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、建設都市計画課の一部職員	災害情報集約室市長が必要と認める場合において、災害警戒本部を設置。（本部長は、副市長）
警戒第二体制	①揖斐川、長良川等の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ②揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位に到達することが予想される場合 ③水位周知河川である津屋川の水位が避難判断水位に到達したとき ④大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となる場合が想定される場合 ⑤漏水等が発見された場合 ⑥大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合 ⑦数時間後に避難経路等の安全な通行が困難となる場合が想定される場合 ⑧大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ⑨強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑩その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、企画課、財政課、農林振興課、観光・シティプロモーション課、商工振興・企業誘致課、建設都市計画課、教育委員会の一部職員	災害警戒本部を設置 【警戒レベル3】 高齢者等避難発令
警戒第三体制	①揖斐川、長良川等の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ②揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、水位が	総務企画部、消防本部、市民生活部、健康福祉部、産業経済部、都市建	災害対策本部を設置

三 体 制	堤防高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③水位周知河川である津屋川の水位が氾濫危険水位に到達したとき ④異常な漏水等が発見された場合 ⑤土砂災害警戒情報が発表された場合 ⑥土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ⑦大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ⑧土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ⑨その他市長がこの体制を命じたとき	設部、教育委員会の職員 他に各部課長 （本部長、副本部長）	【警戒レベル4】 避難指示発令
非 常 体 制	①揖斐川、長良川、津屋川等の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 ④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑤決壊や越流が発生した場合 ⑥土砂災害が発生した場合 ⑦海津市に大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合 ⑧災害が発生し、市内の広範囲に大規模な被害が予想されるとき ⑨災害救助法を適用する災害が発生したとき	全職員	【警戒レベル5】 緊急安全確保

防災気象情報提供契約期間内の警戒配備基準（5月16日～11月15日）

■風水害等一般災害時の配備体制

体制	配備基準	配備対応課等	摘 要
準 備 体 制	①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル1になったとき ②海津市に洪水注意報が発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課 1名	災害情報集約室を設置し、情報収集にあたる。
警 戒 第 一 体 制	①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル2になったとき ②海津市に大雨警報（浸水害）、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表されたとき ③その他市長がこの体制を命じたとき	総務課、消防本部、建設都市計画課の一部職員	災害情報集約室市長が必要と認める場合において、災害警戒本部を設置。（本部長は、副市長）
警 戒 第 二 体 制	①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル3になったとき ②揖斐川、長良川等の水位が避難判断水位に達し、さらに	総務課、消防本部、企画課、財政課、農林振興課、観光・シティプロモ	災害警戒本部を設置

<p>二 体 制</p>	<p>水位の上昇が予想されるとき ③揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、氾濫危険水位に到達することが予想される場合 ④水位周知河川である津屋川の水位が避難判断水位に到達したとき ⑤大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ⑥漏水等が発見された場合 ⑦大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達する場合 ⑧数時間後に避難経路等の安全な通行が困難となることが想定される場合 ⑨大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ⑩強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑪その他市長がこの体制を命じたとき</p>	<p>ーション課、商工振興・企業誘致課、建設都市計画課、教育委員会の一部職員</p>	<p>【警戒レベル3】 高年齢者等避難発令</p>
<p>警 戒 第 三 体 制</p>	<p>①海津市の3地区（北部、中東部、南部）の水防体制指標のいずれかがレベル4になったとき ②揖斐川、長良川等の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき ③揖斐川、長良川等の洪水予報の水位予測により、水位が堤防高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ④水位周知河川である津屋川の水位が氾濫危険水位に到達したとき ⑤異常な漏水等が発見された場合 ⑥土砂災害警戒情報が発表された場合 ⑦土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ⑧大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ⑨土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ⑩その他市長がこの体制を命じたとき</p>	<p>総務企画部、消防本部、市民生活部、健康福祉部、産業経済部、都市建設部、教育委員会の職員 他に各部課長 （本部長、副本部長）</p>	<p>災害対策本部を設置 【警戒レベル4】 避難指示発令</p>

非常体制	①掛斐川、長良川、津屋川等の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ②異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③避難指示による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 ④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑤決壊や越流が発生した場合 ⑥土砂災害が発生した場合 ⑦海津市に大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合 ⑧災害が発生し、市内の広範囲に大規模な被害が予想されるとき ⑨災害救助法を適用する災害が発生したとき	全職員	【警戒レベル5】 緊急安全確保
------	--	-----	--------------------

- 2 非常配備についたときは、直ちにその旨を管理者及び団長に連絡し、適切なる指示を受けるものとする。
- 3 非常配備についたときは、次の例示する資器材を点検するとともに、全力をあげて水防業務の遂行に努め、交替者との引継ぎを完了するまでは勤務場所を離れてはならない。
 - ・点検すべき資器材
トランジスターラジオ、電話機、無線機、予備電源、報知板、水防諸用紙
- 4 職員の留意事項
 - (1) 職員は常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自主的に出勤しなければならない。
 - (2) 職員は、自らの配備時期を常に確認しておくとともに、非常配備体制中は止むを得ない場合の外、外出を避け待機しなければならない。
- 5 執務時間外における連絡は次の要領による。
 - (1) 関係機関より水防予警報等を受けた日直、宿直員は、直ちに管理者及び団長に電話等で召集するものとする。
 - (2) 上記の解除通知を受けたときは、その旨水防本部に連絡するものとする。

第2節 消防団の非常配備

1 出動準備

水防管理者は次の場合各消防団に対して出動準備をさせる。

揖斐川、長良川、木曽川の水位がはん濫注意水位に達したとき又は消防団の出動の必要が予測されるとき。

2 出動

水防管理者は次の場合直ちに消防団に対して出動させ警戒配置につかせる。

- (1) 揖斐川、長良川、木曽川の水位が出動水位に達したとき又は消防団の出動の必要を認めるとき。
- (2) 「洪水等による災害が発生し堤防が危険な状況にある場合は自衛隊及び一般住民の応援を要請する。
- (3) 非常水防のため必要があるときは警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

第3節 水防解除

1 非常配備の解除は、水防活動に必要な予報警報が解除になったときとする。

ただし、予報警報が解除になっても、水位が通報水位以下になるまでは非常配備を解除しない。

2 非常配備の解除は(1)のほか、水防管理者が命ずる。

3 水防管理者は非常配備が解除となった場合、消防団に対し水防解除の指示をするとともに一般住民にも速やかにその旨周知しなければならない。

第 6 章 水防信号及び標識

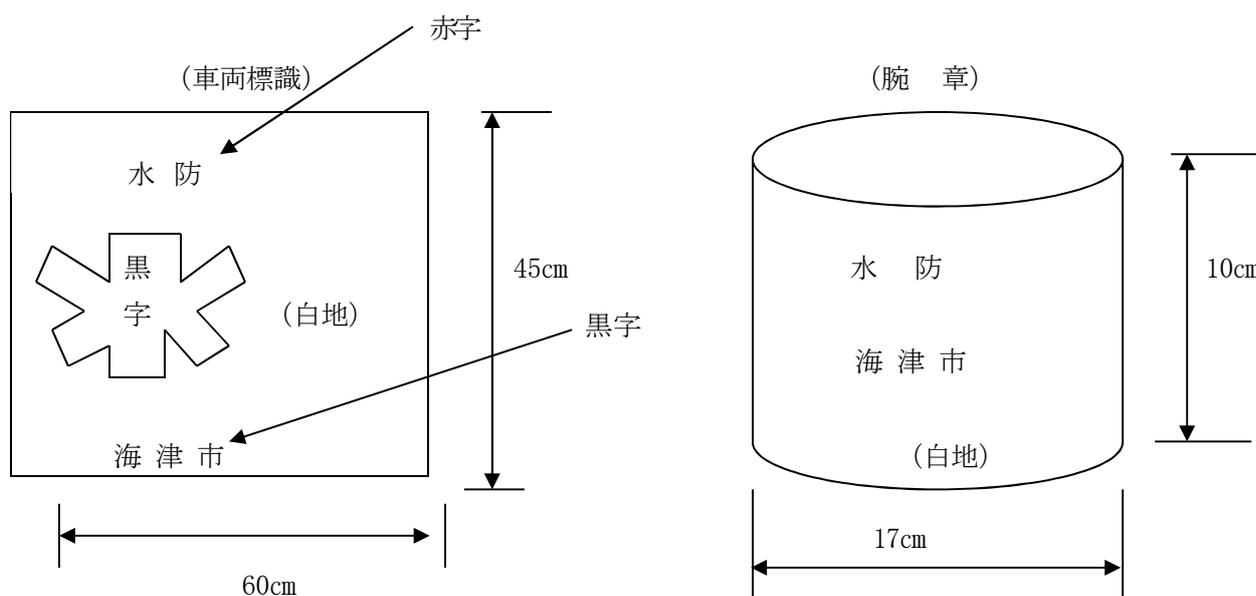
水防法第20条第1項の規定による水防信号は次に掲げるものとする。

1. 第1信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの
2. 第2信号 消防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
3. 第3信号 海津市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
4. 第4信号 海津市内に居住する者が避難のため立退くべきことを知らせるもの

水防信号は次の方法によって発するものとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
備 考	1. 信号は適宜の時間継続すること 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。こと。 4. 地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

水防標識は次のとおりである。



第 7 章 公 用 負 担

1 法第28条の規定により水防のため必要あるときは水防管理者、消防団長又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (3) 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物、その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長はその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者は次のような証明書を携行し、必要な場合はこれを提出しなければならない。

<p style="margin: 0;">公 用 負 担 権 限 証 明 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">第 号</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">身 分</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">水防管理者</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">右の者は 消防団長 氏名 の命に基づき〇〇の区域における水防法</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">消防機関の長</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">第28条第1項の権限を行使するものであることを証明する。</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 0;">水防管理者 氏 名 〇印</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 0;">又は消防団長</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 0;">消防機関の長</p>
--

3 公用負担の証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

<p style="margin: 0;">〇 〇 〇 の 証</p>				
負 担 者	住 所			
	氏 名			
物 件	数 量	負担内容 (使用, 収用, 処分等)	期 間	摘 要
<p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">命令者 氏 名 〇印</p>				

4 損失補償

「1（1）必要な土地の一時使用」の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。

第 8 章 輸 送

水防管理者は非常事態を予想し、あらかじめ車両借上の必要を認めたときは、その状況に応じて海津市内官公署の有する車両又は輸送業者等に依頼し、警備の万全をはかるものとする。

第 9 章 避難のための立退

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、水防管理者はその必要と認めた区域に対し無線通信、有線電話あるいはその他の方法により立退またはその準備を指示する。（法第29条）
ただし、水防管理者が指示する場合は区域内の警察署長にその旨を通知すること。
- 2 水防管理者は、海津警察署長と協議の上、事前に立退計画を作成し必要な措置を構成し、水防本部長（知事）に報告する。
- 3 海津市において避難する箇所は次のとおりとする。（別紙参考資料参照）
地域防災計画で指定してある避難場所で、かつ安全性が確認できる箇所

第 10 章 水防顛末報告

- 1 各水防管理団体及び土木事務所で水防活動を実施したときに水防活動実施報告書を作成する。
- 2 水防管理団体は、次の調査対象期間ごとに、その期間終了後4日以内に所管土木事務所長あて2部提出する。

調査対象期間 1月1日～5月末
6月1日～7月末日
8月1日～9月末日
10月1日～12月末日

ただし、当該期間内において水防活動を行わなかった場合は、報告の必要はない。

- 3 水防活動実施報告書による定例報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が予想される場合は、別途異常気象等による特定の期間の水防実施状況について水防実施報告書により報告を求めることがある。（別表3）
- 4 各水防管理団体は、県土整備部長より、上記照会があった場合は、直ちに所管土木事務所長あて2部提出する。

水防活動実施報告書

水防管理団体等名

自 年 月 日

作成責任者

○印

至 年 月 日

	水 防 活 動	使 用 資 材 費		
	活動延人員	主要資材	その他資材	計
前 回 迄	人	円	円	円
月 分				
月 分				
月 分				
小 計				
累 計				

注 1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2. 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

3. 「主要紙材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

4. 「その他資材」欄は、主要資材以外の使用額を記入すること。

第 11 章 水 防 訓 練

管理者は水防法第35条の定めるところにより災害時における区域内住民の生命、身体及び財産の保護並びに防災体制の確立をはかるため、水防訓練(通報 動員 輸送 工法等)を年1回以上実施するものとする。

第 12 章 重 要 水 防 箇 所

堤防の破堤、河川からの溢水、氾濫により人命、財産に重大な被害を及ぼす箇所で、水防活動を重点的に行う必要のある箇所をいう。

1. 直轄管理区間における重要水防箇所は、資料4のとおりである
2. 評定基準については、次のとおりである。

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築堤後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所

<重点区間>

重要水防箇所は、その箇所の堤防の状態などにより「越水（溢水）」「堤体漏水」「基礎地盤漏水」「水衝・洗堀」「工作物」「工事施工」「新堤防・破堤跡・旧川跡」「陸閘」の種別に分類される。

さらに、その種別ごとに、その箇所の状況に応じて2つの重要度と要注意区間に区分される。

重点区間：水防時に重点的に巡視すべき区間で、重要度A、Bおよび要注意区間の中から設定

重要度A：水防上もっとも重要な区間

重要度B：水防上重要な区間

要注意区間：水防上注意を要する区間

資料 1 - 2

大樽堤締切板倉庫明細表

倉庫名	位置	木製H型支柱	鉄製H型支柱	木製 ┌ 型矢板	木製 ┐ 型矢板	木製 □ 型矢板	鉄製平板矢板	木製添木
仏師川	仏師川	4		1 1	1 8			5 2
三郷	三郷	2		6	4			2 8
須賀	須賀		4	3 0	1 2			1 0
須賀	須賀		3	2	1	3 0		
勝賀	勝賀		4				3 0	
計		6	1 1	4 9	3 5	3 0	3 0	9 0

資料 2

樋管・樋門および陸閘の所在地明細表

①樋管・樋門

河川名	所在地	種類	構造	管理者（委託先）
揖斐川	海津市海津町 金廻	大江樋門	5.5×4.5×2 マイターゲート	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 山崎	山崎南谷樋管	3.0×3.5×2 ローラーゲート	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市海津町 福岡	津屋川樋管	2.5×2.5×1 ローラーゲート	国土交通省（海津市）
大江川	海津市海津町 万寿新田	福江樋門	3.5×2.8×2	高須輪中土地改良区
大江川	海津市海津町 万寿新田	中江連絡樋門	3.5×3.1×3	高須輪中土地改良区
中江川	海津市海津町 七右衛門新田	帆引樋門	3.5×2.5×2	高須輪中土地改良区
長良川	海津市平田町 勝賀	勝賀揚水機樋管	1.6×1.6×1	高須輪中土地改良区
長良川	海津市海津町 瀬古	新大江川揚水樋門	2.5×2.5×1	高須輪中土地改良区
長良川	海津市海津町 森下	森下排水機樋管	2.0×2.0×1	高須輪中土地改良区
津屋川	海津市南濃町 徳田	腰越谷樋門	2.5×2.7×2 ローラーゲート	岐阜県（海津市）
揖斐川	海津市海津町 油島	福江排水機樋管	3.0×2.0×1	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市海津町 金廻	大江排水機樋管	2.2×2.2×1	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市海津町 金廻	大江樋門	5.5×4.35×2 ローラーゲート	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市海津町 万寿新田	中江排水機樋管	3.0×4.0×1	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市海津町 帆引新田	帆引新田 排水機樋管	φ1.2 フラップゲート	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市海津町 帆引新田	中江帆引き門	3.0×4.0×1	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市平田町 脇野	脇野排水機樋管	3.0×4.0×1	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市平田町 脇野	中江用水 取水樋門	1.9×2.1×1 スルースゲート	高須輪中土地改良区
揖斐川	海津市南濃町 太田	小屋川樋管	φ1.1 フラップゲート	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 安江	安江排水樋管	φ0.8 フラップゲート	海津市
揖斐川	海津市南濃町 安江	石津樋管	φ0.6 フラップゲート	海津市
揖斐川	海津市南濃町 山崎	河原崎排水樋管	0.8×2.0×1 スルス	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 山崎	山崎揚排水機樋管	1.1×2.2×1 0.8×2.2×1	山崎揚排水機組合

揖斐川	海津市南濃町 上野河戸	上野河戸排水樋管	1.8×2.5×1 スルス、スイング	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 羽沢	岡谷第2排水樋管	2.1×2.2×2 ローラー、スイング	国土交通省（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 羽沢	岡谷第1排水樋管	3.3×2.3×2 ローラーゲート	国土交通省（海津市）

②陸閘

河川名	所在地	種類	構造	管理者（委託先）
揖斐川	海津市南濃町	城山橋陸閘	2.40×1.20 角落	岐阜県（海津市）
揖斐川	海津市南濃町 太田	太田陸閘2号	1.70×1.50 角落	国土交通省

資料3

水防関係機関電話番号表

官 署 名	電 話 番 号	備 考
県水防隊本部	(058) 271-7683	
〃	(058) 272-1111	
大垣土木事務所	(0584) 73-1111	
国土交通省中部地方整備局	(052) 962-6311	
〃 木曾川上流河川事務所	(058) 251-1321	
〃 木曾川下流河川事務所	(0594) 24-5715	
〃 海津出張所	(0584) 53-0483	
〃 南濃出張所	(0584) 56-1136	
岐阜地方气象台	(058) 271-4107	
中部電力(株)大垣営業所	0120-985-920	
高須輪中土地改良区	(0584) 53-0003	
西濃県事務所	(0584) 73-1111	
県警海津警察署	(0584) 53-0110	
平田町警部補交番	(0584) 66-2002	
南濃町警部補交番	(0584) 55-0002	
海西駐在所	(0584) 67-3007	
東江駐在所	(0584) 53-1864	
大江駐在所	(0584) 54-5890	
今尾小学校	(0584) 66-2137	
海西小学校	(0584) 67-3101	
旧吉里小学校	(0584) 53-2703	
旧東江小学校	(0584) 53-0211	
旧大江小学校	(0584) 54-5222	
旧西江小学校	(0584) 54-5051	
海津小学校	(0584) 53-0059	
下多度小学校	(0584) 57-2019	
城山小学校	(0584) 55-0017	
石津小学校	(0584) 56-1047	
日新中学校	(0584) 53-0040	

官 署 名	電 話 番 号	備 考
平田中学校	(0584) 66-2463	
城南中学校	(0584) 55-0039	
海津明誠高校	(0584) 53-1155	
横山ダム管理所	(0585) 52-2211	
丸山ダム管理所	(0577) 43-1108	
徳山ダム管理所	(0585) 52-2910	
自衛隊岐阜地方協力本部	(058) 232-3127	
海津市消防本部	(0584) 53-0119	
海津市消防署南濃分署	(0584) 59-0119	
海津市消防署平田分署	(0584) 65-0119	

資料4 水防上特に注意を要する箇所及び工作物

①重要水防箇所（国管理区間）

ア 木曾川下流河川事務所

<重点区間>

	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要(対象番号)
1	揖斐川	堤体漏水 基礎地盤漏水 越水・溢水	左	16.8K から 17.4K	海津市海津町安田	600	A3、B13、B14
2	揖斐川	越水・溢水 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	18.8K+130 から 19.0K+118	海津市海津町安田	190	A3、B13、B14
3	揖斐川	基礎地盤漏水 堤体漏水、新堤防 越水・溢水	左	20.6K+ 79 から 20.8K+ 69	海津市海津町稲山	190	A3、B14、B15 要4
4	揖斐川	越水・溢水 堤体漏水 基礎地盤漏水	左	21.6K+ 50 から 21.6K+130	海津市海津町稲山	80	A3、B16、B17
5	揖斐川	堤体漏水 基礎地盤漏水	左	23.4K+75 から 25.0K+140	海津市海津町福岡	1,470	A7、B19
6	揖斐川	新堤防 陸間	右	18.8K+169 から 19.4K+20	海津市南濃町太田 海津市南濃町安江	510	要13、要14、要15
7	揖斐川	基礎地盤漏水 越水・溢水	右	19.8K+100 から 20.0K+100	海津市南濃町安江	200	A12、B39
8	長良川	堤体漏水 基礎地盤漏水 越水・溢水	右	13.8k+175 から 14.0k+160	海津市海津町油島	380	A10、B22、B23 要5
9	長良川	越水・溢水 堤体漏水 旧川跡	右	18.6k から 19.0k	海津市海津町外浜	400	B23、B24、要6
10	長良川	堤体漏水 越水・溢水 基礎地盤漏水	右	22.8k から 23.4k+100	海津市海津町秋江	770	A12、B23、要8
11	長良川	堤体漏水 越水・溢水 基礎地盤漏水	右	26.4k から 26.4k+180	羽島市桑原町西小藪	180	A12、B23、要11
12	長良川	越水・溢水 旧川跡 基礎地盤漏水	右	29.6K から 29.8k+100	海津市平田町勝賀	240	B27、要14、要15

<工作物以外>

(重要度 A)

	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長	摘要(水防工法)
1	揖斐川	堤体漏水	左	13.6k から 21.8k	海津市海津町油島 海津市海津町西小島	8,511	すべり破壊

2	揖斐川	基礎地盤漏水	左	16.2k から 16.4k	海津市海津町帆弓新田	217	パイピング破壊
3	揖斐川	基礎地盤漏水	左	16.6k から 16.8k	海津市海津町万寿新田	186	パイピング破壊
4	揖斐川	基礎地盤漏水	左	21.0k から 21.2k	海津市海津町稲山	199	パイピング破壊 被災履歴・点検結果
5	揖斐川	堤体漏水	左	23.2k+200 から 25.4k	海津市海津町高須 海津市平田町脇野	1,841	すべり破壊
6	揖斐川	堤体漏水	左	25.6k から 26.4k	海津市平田町脇野 海津市平田町今尾	821	すべり破壊
7	揖斐川	基礎地盤漏水	左	25.6k から 25.8k	海津市平田町脇野	241	パイピング破壊
8	揖斐川	基礎地盤漏水	右	19.6k から 20.0k	海津市南濃町安江	443	被災履歴・点検結果
9	揖斐川	堤体漏水	右	20.2k から 20.4k	海津市南濃町山崎	218	被災履歴・点検結果
10	揖斐川	堤体漏水	右	20.8k から 21.2k	海津市南濃町山崎	391	堤防の脆弱性 すべり破壊
11	揖斐川	基礎地盤漏水	右	20.8k から 21.0k	海津市南濃町安江	203	パイピング破壊
12	揖斐川	堤体漏水	右	22.4k から 23.0k	海津市海津町福岡	618	すべり破壊
13	揖斐川	基礎地盤漏水	右	22.4k から 22.6k	海津市海津町福岡	198	パイピング破壊
14	長良川	越水・溢水	右	12.4k+98 から 12.6k	海津市海津町油島	101	暫定堤防（中堤） 河積不足 （積土のう工）
15	長良川	堤体漏水	右	13.6k から 15.2k	海津市海津町油島 海津市海津町金廻	1,635	すべり破壊
16	長良川	堤体漏水	右	20.2k から 21.4k	海津市海津町日原 海津市海津町駒ヶ江	1,135	堤防の脆弱性 すべり破壊
17	長良川	堤体漏水	右	22.8k から 28.6k	海津市海津町秋江 海津市平田町野寺	5,894	すべり破壊

<工作物以外>

(重要度 B)

	河川名	種 別	左右岸の区分	位置	地先名	延長	摘要 (水防工法)
1	木曾川	堤体漏水	右	19.0k から 24.4k	海津市海津町日原 海津市海津町成戸	5,360	断面不足 (中堤)
2	木曾川	越水・溢水	右	23.8K から 24.2k	海津市海津町秋江 海津市海津町成戸	400	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
3	揖斐川	越水・溢水	左	12.4k+100 から 13.6k	海津市海津町油島	1,118	河積不足 (積土のう工)
4	揖斐川	基礎地盤漏水	左	13.6k から 16.2k	海津市海津町油島 海津市海津町帆月新田	2,964	パイピング破壊
5	揖斐川	越水・溢水	左	15.4k から 15.6k	海津市海津町金廻	226	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
6	揖斐川	越水・溢水	左	15.8K から 16.4k	海津市海津町万寿新田 海津市海津町帆月新田	791	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
7	揖斐川	基礎地盤漏水	左	16.4k から 16.6k	海津市海津町万寿新田	202	パイピング破壊
8	揖斐川	越水・溢水	左	16.6K から 19.2k	海津市海津町帆月新田 海津市海津町安田	2,532	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
9	揖斐川	基礎地盤漏水	左	16.8k から 21.0K	海津市海津町万寿新田 海津市海津町稲山	4,088	パイピング破壊
10	揖斐川	越水・溢水	左	20.2K から 20.8K	海津市海津町万寿新田 海津市平田町福岡	599	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
11	揖斐川	越水・溢水	左	21.2K から 22.0K	海津市海津町万寿新田 海津市平田町福岡	861	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
12	揖斐川	基礎地盤漏水	左	21.2k から 21.8k	海津市海津町稲山	655	パイピング破壊
13	揖斐川	堤体漏水	左	21.8k から 22.0k	海津市海津町稲山 海津市海津町高須	206	断面不足
14	揖斐川	基礎地盤漏水	左	24.0K から 25.6k	海津市海津町福岡 海津市平田町脇野	1,503	堤防の脆弱性 パイピング破壊
15	揖斐川	堤体漏水	左	25.4k から 25.6k	海津市平田町脇野	239	すべり破壊
16	揖斐川	越水・溢水	左	26.2k から 26.8k	海津市平田町今尾	575	越水危険箇所 河積不足 (積土のう工)
17	揖斐川	堤体漏水	左	26.4k から 26.6k	海津市平田町今尾	178	すべり破壊

18	揖斐川	堤体漏水	右	16.6k から 16.8k	海津市南濃町田鶴	242	被災履歴・点検結果
19	揖斐川	越水・溢水	右	19.6K から 21.2k	海津市南濃町安江 海津市海津町福岡	1,670	暫定堤防・越水危険箇所 河積不足 (積土のう工)
20	揖斐川	堤体漏水	右	21.2k から 22.4k	海津市海津町福岡	1,268	被災履歴・点検結果
21	揖斐川	越水・溢水	右	21.4K から 22.4K	海津市海津町福岡	1,055	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
22	揖斐川	越水・溢水	右	22.6K から 23.2K	海津市海津町福岡	612	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
23	揖斐川	基礎地盤漏水	右	22.6k から 23.0k	海津市海津町福岡	420	被災履歴・点検結果
24	揖斐川	堤体漏水	右	23.2k から 23.6k	海津市海津町福岡	408	堤防の脆弱性
25	揖斐川	越水・溢水	右	23.4K から 23.6K	海津市海津町福岡	207	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
26	揖斐川	越水・溢水	右	23.8K から 24.4K	海津市海津町福岡	695	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
27	長良川	堤体漏水	右	12.4K+98 から 13.6K+162	海津市海津町油島	1,280	断面不足 (中堤)
28	長良川	越水・溢水	右	12.6K から 13.6K	海津市海津町油島	1,019	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
29	長良川	越水・溢水	右	13.6K から 15.2k	海津市海津町油島 海津市海津町金廻	1,635	パイピング破壊
30	長良川	越水・溢水	右	13.8K から 27.8k	海津市海津町油島 海津市海津町瀬古	14,048	暫定堤防 河積不足 (積土のう工)
31	長良川	堤体漏水	右	15.2k から 20.2k	海津市海津町金廻 海津市海津町日原	5,121	被災履歴・点検結果
32	長良川	基礎地盤漏水	右	20.2k から 21.4k	海津市海津町日原 海津市海津町駒ヶ江	1,135	パイピング破壊
33	長良川	堤体漏水	右	21.4k から 21.6k	海津市海津町駒ヶ江	196	被災履歴・点検結果
34	長良川	越水・溢水	右	28.0K から 30.0K	海津市海津町瀬古	1,786	暫定堤防・越水危険箇所 河積不足 (積土のう工)
35	長良川	堤体漏水	右	28.6k から 28.8k	海津市平田町野寺	196	被災履歴・点検結果

<工作物>

(重要度 A)

	河川名	種 別	左右岸の区分	位置	地先名	延長	摘要
1	揖斐川	工作物	右	19.4K+23	海津市南濃町石津	-	応対基準 S 5 2 石津排水樋管

<工作物>

(重要度 B)

	河川名	種 別	左右岸の区分	位置	地先名	延長	摘要
1	木曾川	工作物	左	22.6K+70.2	愛西市給父町北部	-	桁下不足 東海大橋
			右	22.6K+ 50	海津市海津町秋江		
2	揖斐川	工作物	左	19.4K+37	海津市海津町安田	-	桁下不足 海津橋
			右	19.4K+37			
3	揖斐川	工作物	左	23.4K+ 88	海津市海津町福岡	-	桁下不足 福岡大橋
			右	23.4K+ 86	海津市南濃町羽沢		

<要注意箇所>

	河川名	種 別	左右岸の区分	位置	地先名	延長	摘要
1	揖斐川	新堤防	左	19.6k から 20.0k	海津市南濃町安江	390	R2 揖斐川安田新 田護岸工事 R3.3 完成
2	揖斐川	新堤防	左	20.8k から 21.2k	海津市海津町万寿新田	397	R1 揖斐川本阿弥 新田護岸工事 R3.3 完成
3	揖斐川	基礎地盤漏水	左	25.0K+140 から 25.0k+180	海津市平田町脇野	40	旧川・破堤跡以外 履歴有 (対策済) (月の輸工)
4	揖斐川	基礎地盤漏水	左	25.2K から 25.2k+100	海津市平田町脇野	100	旧川・破堤跡以外 履歴有 (対策済) (月の輸工)
5	揖斐川	新堤防	右	19.0k から 19.4k	海津市南濃町太田	434	R2 揖斐川太田築 堤工事 R3.3 完成
6	揖斐川	新堤防	右	19.2k+99 から 19.4+10	海津市南濃町田鶴 海津市南濃町太田	117	令和元年度揖斐川太 田地区 安江樋管改築 工事 R2.9 完成
7	揖斐川	陸閘	右	19.2k+126	海津市南濃町太田		太田陸閘 2号 S 3 7

8	長良川	基礎地盤漏水	右	13.8k+175 から 14.0k+160	海津市海津町油島	380	旧川・破堤跡以外 履歴有（対策済） （月の輸工）
9	長良川	旧川跡	右	18.6k から 19.0k	海津市海津町外浜	400	三川分流工事で 締切
10	長良川	旧川跡	右	20.8k-30 から 21.8k+70	海津市海津町長瀬 海津市海津町大和田	1,110	三川分流工事で 締切
11	長良川	基礎地盤漏水	右	22.8k から 23.4k+100	海津市海津町秋江	770	旧川・破堤跡以外 履歴有（対策済） （月の輸工）
12	長良川	旧川跡	右	25.2k-10 から 25.8k	海津市海津町瀬古	690	三川分流工事で 締切
13	長良川	旧川跡	右	25.8k から 26.0k-110	羽島市桑原町西小藪	120	三川分流工事で 締切
14	長良川	基礎地盤漏水	右	26.4k から 26.4k+180	羽島市桑原町西小藪	180	旧川・破堤跡以外 履歴有（対策済） （月の輸工）
15	長良川	旧川跡	右	27.0k から 27.4k	羽島市桑原町西小藪	410	三川分流工事で 締切
16	長良川	旧川跡	右	27.4k から 27.8k	海津市平田町幡長	410	三川分流工事で 締切
17	長良川	基礎地盤漏水	右	29.6k から 29.8k+100	海津市平田町勝賀	240	旧川・破堤跡 履歴有（対策済） （月の輸工）
18	長良川	旧川跡	右	29.8k+50 から 30.2k	海津市平田町勝賀	370	三川分流工事で 締切

イ 木曾川上流河川事務所

<工作物以外>

(重要度 B)

	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要 (水防工法)
1	揖斐川	堤体漏水	左	26.8K から 27.6K+20m	海津市平田町今尾 安八郡輪之内町松内	995	被災履歴 点検結果

<工作物>

(重要度 A)

	河川名	種別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要
1	長良川	工作物	右左	L28.0K+20m	羽島市桑原町大字大須 字六蔵池 海津市平田町大字幡長 字宮池	-	桁下不足 南濃大橋

< 要注意箇所 >

	河川名	種 別	左右岸の区分	位置	地先名	延長(m)	摘要
1	揖斐川	旧川跡	左	26.6kから 26.8k+70m	海津市平田町今尾	270	

②重要水防箇所< 県管理区間 >

	河川名	理 由	左右岸の区分	地先名	延長(m)	摘要 (水防工法)
1	山除川	堤防断面不足	左	海津市南濃町境 (山橋から下流)	200	県単局部改良区域 (月の輸工) (積土のう工)
2	津屋川	陸閘	右	海津市南濃町駒野地先 (城山橋陸閘)	2.4	
3	津屋川	堤防断面不足・漏水	左	海津市南濃町戸田	1,000	広域河川改修区域 (月の輸工) (積土のう工)
4	津屋川	堤防断面不足・漏水	左	海津市南濃町志津から津屋地内	1,900	広域河川改修区域 (月の輸工) (積土のう工)